

お知らせ

障害者虐待防止法とは

平成24年10月に施行され、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

・障害者への虐待の例

【身体的虐待】

暴行を加えたり、正当な理由なく身動きが取れない状態にしたりすること

【放棄・放任(ネグレクト)】

食事や入浴・洗濯・排泄などの世話や介助をほとんど行わないこと

【心理的虐待】

脅し、侮辱などの言葉や態度で精神的な苦痛を与えること

【性的虐待】

無理やり卑猥なことをしたり、させたりすること

【経済的虐待】

本人の同意なしに財産や年金・賃金などを使うこと

・虐待に気づいたら速やかに通報を

障害者が家族・施設の職員・会社の事業主などに虐待されていると気づいたら、速

やかに通報してください。通報者の個人情報を守られます。小さな兆候を見逃さず、早期発見することが重要です。あなたの一報が、虐待をなくすことにつながります。

☎ 障害福祉課

☎(20)1666、FAX(20)1610

忘れずに納付しましょう!

国民健康保険税(第3期)の納期限は9月30日(金)です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をお勧めします。

☎ 収入税課(2階)

☎(20)1578、FAX(20)1609

年金受給者の方、

平成29年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう

この申告書を提出しないと、源泉徴収の段階で受けることができる人的控除などが受けられないこととなります。

提出する必要がある方には、8月下旬に日本年金機構から申告書を送付しましたので、提出期限(9月30日)までに必ず提出してください。

☎ 千葉年金事務所

☎043(242)6320

秋の全国交通安全運動実施

9月21日(水)～30日(金)

～伝えよう 自分の存在 反射材～

秋の全国交通安全運動は、運動の重点目標として、①子どもと高齢者の交通事故防止②反射材用品等の着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底④飲酒運転の根絶の4つを掲げ運動が展開されます。

秋の行楽シーズン到来に伴う交通量の増加による交通事故の多発が予想されます。さらに、これからの時期は日が短くなり、夕暮れ時の事故の危険が高まります。

思いやりと交通安全を心がけて、交通事故防止に努めましょう。

☎ 生活課(2階)

☎(20)1505、FAX(20)1600

平成28年度青少年育成地区啓発推進の講演会を開催

友人関係を中心とした人と人のつながりの中で、人間関係やいじめの問題等について、子どもも大人も一緒に学べる講演会を開催します。この機会にぜひご参加ください。

10月2日(日)13時30分(受付13時) / 場所 市役所市民室 / テーマ 地域で広げるともだちの輪 / 地域のごどもとまちづくり / 講師 NPO 法人全国生涯学習まちづくり協会理事長 福留強氏 / 定員 100人 / 入場料 無料 / 主催 青少年育成茂原市民会議

☎ 生涯学習課(9階)

☎(20)1559、FAX(20)1607

社会生活基本調査にご協力を

総務省統計局(千葉県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的と

しています。

調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約9万世帯(10歳以上の世帯員約20万人)です。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いします。世帯に伺いますので、ご回答をお願いします。

☎ 千葉県総合企画部

統計課人口室

☎043(223)2223

大切な契約や

遺言書は公正証書で!

10月1日(土)～7日(金)の公正証書にあらわせて、公正証書料相談所を開設します。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日時・場所 ①10月1日(土)

10時～16時・茂原公正証書場、

②10月7日(金)9時30分～12

時・市役所5階503会議室

※両日予約制 / 相談内容 公正証書による遺言書、土地・

建物の賃貸借、金銭の貸借、

子どもの養育費の支払い、任意後見などの契約書の作成 /

相談員 茂原公正証書場公正人

☎ 茂原公正証書場

☎(22)5959、FAX(22)5959

☎(22)5959、FAX(22)5959

☎(22)5959、FAX(22)5959